

表1 米国関税政策に対する五大戦略

大項目	概要
<p>戦略1 「相互関税」問題の解決を目指して全力で交渉に取り組む</p>	<p>1. 行政院、国家安全会議、行政院経貿談判弁公室(OTN)、各省庁、学界、業界の関係者で構成される交渉チームを結成し、行政院の鄭麗君副院長(副首相)を責任者として、米国・カナダ・メキシコ自由貿易協定に倣い、米国とのゼロ関税交渉を始める。</p> <p>2. 米国の対台湾貿易赤字を削減するため米国からの輸入を拡大 行政院は、農産物、工業製品、石油、天然ガスなどの米国から輸入を拡大できる製品のリストアップを行っている。国防部において軍事製品の輸入リストをまとめており、これらを積極的に米国から輸入する。</p> <p>3. 対米投資の拡大 現在、台湾の米国への累計投資額は1,000億米ドルを超え、約40万人の雇用を創出している。今後、TSMCの投資増加に加え、電子、情報通信技術、石油化学、天然ガスなどの他の産業も米国への投資を増やし、米台の経済・貿易分野での連携をさらに緊密にする。</p> <p>4. 非関税貿易障壁の撤廃 非関税貿易障壁は、貿易相手国が米国との貿易において公正であるかどうかを評価するために米国が使用する指標である。このため台湾は長年にわたり存在してきた非関税障壁の排除に積極的に取り組み、これを米国との交渉材料としたい。</p> <p>5. 米国が長年懸念を示してきたハイテク製品の輸出規制と、商品の原産地ロンダリング問題としても知られる低価格ダンピングの違法行為(産地偽装の問題)を解決する。</p>
<p>戦略2 企業支援策の策定</p>	<p>国内で影響を受ける産業、特に伝統産業や中小・零細企業に対し、必要な支援と即時の援助を提供する。行政院の卓榮泰院長が率いる行政チームは9つの主要分野と20項目の対策を発表。</p>
<p>戦略3 中長期経済発展計画の策定</p>	<p>中長期的な経済発展計画を提示する。 友好国との連携に積極的に取り組み、市場の多様化を図るとともに、産業の川上、川中、川下の統合を強化する。</p>
<p>戦略4 台湾プラス1</p>	<p>「台湾プラス1」つまり、台湾と米国の新たな配置。 「台湾を拠点とし、グローバルに展開し、世界に向けて輸出する」というのが台湾の経済発展戦略である。 当局は投資を奨励し、法律や規制を緩和し、台湾の投資環境を継続的に改善していく。 水、電気、土地、人材、才能に関する問題を積極的かつ継続的に解決し、企業が台湾に留まり、台湾への投資を増やすことを支援する。さらに、台湾企業が海外生産拠点に必要な調整を行い、台湾プラス1を形成するよう支援する必要がある。 新たなサプライチェーンの再構築を通して、台湾と米国の産業連携を強化し、台湾は米国市場への参入をさらに進めることになる。</p>
<p>戦略5 産業界の意見を聴取</p>	<p>総統と行政院の卓榮泰首相率いるチームは、業界の声を個別に聴取、問題解決に向けて迅速に対応し、よりニーズに沿った政策を策定していく。</p>

(出所)総統府

表2 「9つの主要分野と20項目の対策」の概要

分野	大項目	概要	管轄
工業分野 六大方針	金融サ ポート	1.貿易融資利息の引き下げ <ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者に対する2,000億台湾元の貿易関連融資金の利息を引き下げ 目的:事業者の輸出競争力を強化し、事業者の資本コストを低下させ、台湾事業者のグローバル市場の競争の優勢を確保する。 適用対象:米国への輸出実績または関連産業を持つ事業者で株式や債券、運営状況が正常な事業者。 申請資格:売上高が基準時点と比べ15%以上減少するかその他の条件を満たす者 プログラム内容: <ul style="list-style-type: none"> ✓貸出金利(年率)を1%軽減 ✓各事業者は毎年最大500万台湾元の利払い軽減が可能 ✓中小企業及び主務官庁が米国関税政策の影響が大きいと認定した者に対しては、貸出金利(年率)を1.5%軽減、各事業者は毎年最大600万台湾元の利払い軽減が可能 ✓影響が生じた月に遡って貸出金利の減額措置が適用可能 ✓予算額120億台湾元 担当:輸出入銀行及び契約締結済み金融機関 	財政部
工業分野 六大方針	金融サ ポート	2.輸出保険料の減免 <ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者に対し1,650億台湾元の輸出保険料を減免 目的:事業者の輸出競争力を強化し、単一地域への依存を減らし、台湾事業者のグローバル市場における競争優位を確保する。 適用対象:米国への輸出実績または関連産業を持つ事業者。 申請資格:売上高が基準時点と比べ15%以上減少するかその他の条件を満たす者 プログラム内容: <ul style="list-style-type: none"> ✓信用調査手数料:最低手数料を10%に設定 (例えば、外国バイヤーに対する信用調査費用が3,000台湾元の場合、事業者の支払いは300台湾元負担となる) ✓保険料:最低保証料を10%に設定(例えば、事業者が5,000台湾元の保険料を支払わなければいけないところ、500台湾元の負担となる) ✓予算総額20億台湾元 担当:輸出入銀行 	財政部
工業分野 六大方針	金融サ ポート	3.輸出融資優遇保証の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 申請資格 <ul style="list-style-type: none"> ✓経済部国際貿易署に登録された輸出入事業者 ✓過去3年間で輸出実績があり、米国の関税引き上げの影響を受けている ✓月次売上高が前年同期または過去6カ月間のいずれか1カ月と比較して15%減少 保証内容 <ul style="list-style-type: none"> ✓保証額:中小、零細企業は1社当たり6,000万台湾元、非中小、零細企業は1社当たり1億台湾元 ✓保証期間:ローン期間に同じ 保証割合と補助金 <ul style="list-style-type: none"> ✓保証割合:中小、零細企業は95%、非中小、零細企業は80~90% ✓保証手数料補助:中小、零細企業は最長2年間 予算額:60億台湾元 	經濟部
工業分野 六大方針	金融サ ポート	4.中小、零細企業向け融資金額の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 申請資格 <ul style="list-style-type: none"> ✓過去3年間の輸出実績があり、米国の関税引き上げの影響を受けている中小、零細企業 ✓月次売上高が前年同期または過去6カ月間のいずれか1カ月と比較して15%減少 融資額 <ul style="list-style-type: none"> ✓1社当たり最高3,500万台湾元 融資期限 <ul style="list-style-type: none"> ✓経常支出:最長6年間 ✓機器・設備購入:最長7年間 融資金利:2.22% 補助金及び保証措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓利息補助:ローン額250万台湾元以内は1.5%、6カ月まで ✓信用保証:ローン額100万台湾元以内は一律100% ✓融資額100万台湾元超は最低保証90% 予算額:50億台湾元 	經濟部
工業分野 六大方針	行政コス ト	5.保税区分関時のパッキングリスト提出の全面的な免除 <ul style="list-style-type: none"> 保税事業者は税関へ月次報告(注)を行うことで、「パッキングリスト」の提出が免除される。(注)保税事業者が当該保税区分における出荷案件について毎月1度の報告書を提出する。 対象:サイエンスパーク、保税工場、保税倉庫、物流センター、テクノロジーパーク、農業サイエンスパーク及び自由貿易港区の約1,224業者。 効果:事業者は毎月約20万件分のパッキングリスト及び10万時間の作業時間を削減できる。 	財政部

工業分野 六大方針	行政コスト	<p>6.税関での遠隔検査実施の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保税スマートサービスプラットフォームを通じた遠隔での保税業務検査を拡大し、税関による実地検査を減らし、行政介入を減少させる。 ・対象：サイエンスパーク、保税工場、保税倉庫、物流センター、テクノロジーパーク、農業サイエンスパーク及び自由貿易港区の業者約1,224業者。 ・効果：事業者の法令順守コストを軽減。 	財政部
工業分野 六大方針	産業競争力の向上	<p>7.研究開発、モデルチェンジへの補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請資格 <ul style="list-style-type: none"> ✓工場登録証を有する製造事業者 ✓米国の関税引き上げの影響を受ける ✓過去3年間で対米輸出実績あり (対米輸出実績のない関連産業は、業界の連盟を通じて提出することも可能) ・補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ✓新製品は海外からの受注または認証取得が必須 DXおよびGX転換、付加価値技術、マーケティング支援、地域横断的統合 ・補助経費 <ul style="list-style-type: none"> ✓個社補助：500万台湾元 ✓業界連盟(以大帯小(大企業がサプライヤーの中小企業をまとめる))：4,000万台湾元 ✓補助金は、総経費の50%以内、マーケティング費用の30%以内 ・予算額：200億台湾元 	經濟部
工業分野 六大方針	市場開拓の多元化	<p>8.海外からの受注獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請資格 <ul style="list-style-type: none"> ✓過去3年間で対米輸出実績のある企業 ✓米国の関税引き上げの影響を受けている (対米輸出実績のない関連産業は、共同申請も可能。) ・補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ✓展示センター、出荷倉庫等の新設する物理的拠点、または代理店/販売店等 ・補助経費 <ul style="list-style-type: none"> ✓単一企業：500万台湾元 ✓共同申請(2社以上)：2,000万台湾元 (自己資金が総経費の50%以上であること、また、単一、複数のどちらか一つにし申請することができない) ・予算額：100億台湾元 	經濟部
工業分野 六大方針	租税優遇	<p>9. 研究開発・設備投資に対する税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業のイノベーションを促進するための産業イノベーション条例上の税制優遇 ・研究開発イノベーション：研究開発費の税額控除(当年度控除率15%、3年間の控除率は10%)(10条) ・スマート化：スマート機械等の設備投資の税額控除(当年度控除率5%、3年間の控除率は3%、支出上限は10億元、)(10条-1)、 未分配利益の実質投資控除(5%の控除率)(23条-3) ・イノベーション発展：ベンチャーキャピタル事業における新興企業への投資に対する優遇税制(23条-1)、 個人エンジェル投資の所得控除(控除率50%)(23条-2) ・第10-1条を除く税制優遇措置は、2029年12月31日まで有効。 	財政部
工業分野 六大方針	租税優遇	<p>10.税額控除適用範囲の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業デジタル化及びネットゼロへの転換(2024年12月31日まで)： <ul style="list-style-type: none"> ✓適用範囲：AIおよび省エネ・脱炭素関連の新規取組を追加(10条-1) ✓支出上限を10億台湾元から20億台湾元に引き上げ(10条-1) ✓期限を2029年12月31日までに延長(10条-1) ・イノベーション事業への投資促進 <ul style="list-style-type: none"> ✓優遇措置の適用対象となる最低投資基準額を3億元から1.5億元に引き下げ、イノベーション事業への投資割合の基準を引き上げ。(23条-1) ✓設立後5年未満の新興企業に対する規制緩和(23条-2) ✓投資最低額を50万台湾元に引き下げ、株式保有期間を3年に延長(23条-2) ✓控除限度額を最大500万台湾元に引き上げ(うちハイリスク新興企業への投資は300万台湾元に制限)(23条-2) 	財政部
工業分野 六大方針	就業の安定	<p>11.影響を受けた産業・企業の訪問・ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体 <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けた企業の業界団体にヒアリングを行い、提案を収集 ・企業 <ul style="list-style-type: none"> 企業の人材変化及びニーズを把握し、企業に安定雇用に関する情報を提供 	労働部

工業分野 六大方針	就業の 安定	12.労働者の安心した就業環境づくり ・労働者の解雇リスクを軽減するために、影響を受ける可能性のある労働者に賃金補助金を支給し、企業に対しては訓練の奨励を行い安定した雇用を確保する。 ✓雇用の安定を維持 短時間労働者に対して新たに賃金差額補助金を最長12カ月間支給 ✓労働者の再出発 労働削減・休養期間中における研修への参加を促し、研修手当を支給 ✓企業による研修実施の奨励 企業による在職研修を奨励し、最多100万台湾元以上の補助金を支給 ✓小規模起業家支援 起業家向け融資の利子補助金を支給し、財政圧力を軽減	労働部
工業分野 六大方針	就業の 安定	13.影響を受けた労働者の再就職支援 ・影響により職場を離れた労働者の復職のため、企業に失業者雇用を奨励し、雇用インセンティブを与える ✓安定雇用の補助金 影響を受けた失業者を雇用するよう企業に奨励し、雇用補助金を支給 ✓多様な雇用機会の創出 地域の非営利組織と連携し、雇用機会を創出し、労働者の経済生活を安定化 ✓公務員の求人枠拡大 行政機関との連携を拡大し、臨時短期雇用の機会を提供し、就労補助金を提供	労働部
工業分野 六大方針	就業の 安定	14.青年向けの就職支援 ・新卒者の求人状況は経済状況に影響を受けやすいため、新卒者がスムーズに就業できるよう、職業訓練、就職前研修を提供し、並びに就職活補助金および就職奨励金を支給 ✓若者を先に雇用し訓練は後から行う 若者の労働能力強化のため訓練期間を延長し、企業には最多100万台湾元を超える補助金を支給 ✓就職前研修奨学金 産業新人育成プログラムおよび就職前研修コースに参加した若者に対し、学習奨励金を支給 ✓初めて就職する若者に安定した雇用 初めて就職活動する若者(新卒者を含む)に対し、1万台湾元の就職手当及び就職奨励金を支給。	労働部
農業分野 三大方針	金融サ ポート	1.農業貸し出し利率 補助の引き上げ ・米国への輸出販売を継続的に行うために、融資金利と経営上の負担の軽減を支援 ✓5種類の農業プロジェクト向け融資を提供 ✓1年間にわたり、最大1.5%の融資金利を補助 ✓補助される融資の最高額は5,000万台湾元 ✓金利補助期間中は、保証手数料を免除	農業部
農業分野 三大方針	産業競 争力の 向上	2.輸出コールドチェーンシステムの強化 ・輸出サプライチェーンの強靱性を高め、到着時の農産物の品質を向上させ、製品の競争優位性を維持する。 ・農業と食品産業 ✓生産サイド:自動化設備 ✓輸送サイド:コールドチェーン施設(設備) ✓集約および梱包工場:集約および梱包作業料金、コールドチェーン施設(設備) ▶影響を受けた産業に対し優先補助、補助金比率を10~20%引き上げ ・水産業 ✓生産サイド:漁船用冷蔵(冷凍)設備 ✓輸送サイド:漁獲物の運搬車両および設備 ✓貯蔵サイド:冷蔵(冷凍)および製氷設備 ▶影響を受けた産業に対し優先補助、補助金比率を10~20%引き上げ	農業部
農業分野 三大方針	産業競 争力の 向上	3.産業の付加価値・モデルチェンジを加速 ・国際市場の需要に応える高品質で多様な農水産物を生産する。 ・農業と食品産業 ✓支援制度による製品加工と付加価値開発による多様性の向上 ✓ブランド認知度向上のための製品パッケージデザインに関する指導 ✓米国向け輸出品種における長距離輸送と鮮度保持技術の開発に対する支援 ✓輸出花き品種に対する輸送品質検査の無償提供 ✓現場での技術チームによるコンサルティングおよび診断サービスの提供 ・水産業(養殖漁民) ✓生食が可能な食品製品の契約栽培を促進し、ブランドを確立 ✓競争力を強化するための省エネ漁具への補助 ✓生産リスクを軽減するための産業保険への補助 ・水産業(水産加工業) ✓加工および冷凍の奨励 ✓加工設備および水産物の安全検査費用への補助金増額 ✓多様な製品開発	農業部

<p>農業分野 三大方針</p>	<p>産業競争力の 向上</p>	<p>4.国内外の標章・認証を取得 ・高品質の農産物の認知度を高め、市場の棲み分けを強化する。 ・農業・食品産業 ✓GLOBALG.A.P.、ISO、HACCP、HALAL、レインフォレスト・アライアンス認証などの国際認証取得に対する支援 ✓花き品質認証制度の計画策定 ✓輸出産地グループに生産・販売履歴の導入を指導し、IPMとICMの統合システム管理の確立 ・水産業(養殖漁業) ✓ASC、BAP、TAP、HACCP、HALAL、有機などの国際的な衛生および安全認証またはマーク制度の取得を奨励 ・水産業(沿岸・沖合漁業) ✓シイラFIP漁船およびその生産・販売チェーンにMSC認証の申請を指導 ・水産業(遠洋漁業) ✓遠洋漁船にMSC認証の申請を指導</p>	<p>農業部</p>
<p>農業分野 三大方針</p>	<p>輸出市場の多 元化</p>	<p>5.台湾内での販売活動を拡大 ・域内消費を促進するために複数のチャンネルを拡大する ・影響を受けた業界における域内マーケティング活動を強化する ✓影響を受けた関連業界と域内の小売やeコマースチャンネルとのマッチングを支援 ✓企業やケータリング、ホテルなどと提携し、異業種の共同マーケティング活動を企画する ・花きの多様な利用を促進し、消費を誘導する ✓大規模な花きの展示会の開催 ✓花きの新たな販売チャンネルの促進(大型店舗やeコマース、供花など) ✓マーケティング目的で屋外公共エリアや交通拠点での展示会の開催</p>	<p>農業部</p>
<p>農業分野 三大方針</p>	<p>輸出市場の多 元化</p>	<p>6.海外での販売を拡大 ・米国向け製品の継続的な輸出を安定化させ、海外での露出を増やし、多様な市場マーケティングを拡大する。 ・海外のターゲット市場におけるマーケティング活動を促進する ✓米国向け輸出業者が生産シーズンに合わせて海外マーケティング展示会への参加を支援 ✓新しい3つの要素(新市場、新製品、新チャンネル)を満たす国境を越えたマーケティング活動を企画する輸出業者に補助金を支給する ・ハイエンド輸出市場の開拓を促進する ✓製品の種類と影響を受ける関税コストに基づいて輸出奨励金を支給する ✓製品の種類と対象市場までの距離に基づいて航空および海上輸送の奨励金を設ける</p>	<p>農業部</p>

(出所)行政院